

令和7年8月25日

法務省民事局参事官室 御中

公益社団法人成年後見センター・
リーガルサポート 東京支部
支部長 松山 聡

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

当支部は、標記中間試案について、次のとおり意見を申し述べる。

【目次】

第1	使用すべき用語	1頁
第2	法定後見の開始の要件及び効果等	2頁
第3	法定後見の開始における本人の同意等	6頁
第4	申立権者	8頁
第5	法定後見の終了	10頁
第6	法定後見に係る期間	12頁
第7	郵便物等の管理	13頁
第8	医的侵襲に関する同意権	16頁
第9	本人死亡後の成年後見人の権限	17頁
第10	保護者の報酬	20頁
第11	任意後見	20頁
第12	その他〔後見登記〕	26頁

第1 使用すべき用語

(前注1)

本試案では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

また、本試案では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。

なお、現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

【意見】

用語の見直しを含めて検討するに際し、「後見」の用語は維持したうえで、当事者の呼称として「成年後見人」と「成年要後見人」という組み合わせを提案する。

【理由】

「後見人」という呼称はすでに広く社会的に認知されており、行政実務や市民への周知にも適している。制度を利用する本人・親族・支援者にとっても、分かりやすい呼称の使用は安心感と利用のしやすさにつながり、制度本来の趣旨である権利擁護の実効性にも資すると考えられる。

「後見」は、現在の法定後見制度が開始される以前の禁治産制度時代から民法典で用いられてきた。旧法における禁治産制度が廃止され、現行法定後見制度が創設された際も、「後見」は存置された。

「後見」は、能・狂言の舞台を支える役種として使用されてきた。このような歴史的背景からすれば、本人の生活を支援する役割について「後見」を用いることは、何ら不自然ではない。

「後見」は、現在、広く国民に定着していると評価できる一方で、「後見」に、マイナスイメージを抱く国民が相当程度存在することを否定できない。しかし、用語を変更すれば実質が変わるものではない。むしろ、用語を変更することは、国民に単なる「看板の架け替え」と捉えられ、今回の改正の意義が正確に伝わらない可能性もあると思われる。

以上の「後見」という用語の歴史的経緯及び現在の定着度に鑑みれば、あえて「後見」という用語を変更する必要はない。

ところで、本人を表す用語として、現行法では「成年被後見人」という用語となっ

ているが、「被」という表現が権利主体ではなく客体であるとの印象を与えるとの批判がある。この点から、「成年被後見人」の用語を維持することは適切ではないと考える。

そこで、本人が後見を必要としている点に着目し、本意見では「被」に代えて「要」の表現を用いた「成年要後見人」という用語を提案する。

第2 法定後見の開始の要件及び効果等

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

(1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

【甲案】

現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

(注) 所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）。

【乙1案】

- ① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。
- ② 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

(注1) 事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとした上で、家庭裁判所は、①の規律又は②の規律により、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判又は本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の

審判をするものとするとの考え方がある。

(注2) ①の保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

(注3) ①の規律に関して、本人が、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることについて同意する意思を表示することができない場合は、保護者の同意を得なければならない旨の審判ではなく、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)においてイの【甲案】をとる場合は、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることについて、同イの【甲案】①のただし書の「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」を要件とするものとする事となる。

【乙2案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。

④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すこと

ができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。

- ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。
- ④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。
 - a 民法第13条第1項に規定する行為
 - b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為
 - c 本人に対する意思表示の受領
 - d 保存行為
- ⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

- ① イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。
- ② ①は、ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

（注1）ア①の保護（保護A）による仕組みに関して、事理弁識能力を欠く常況にある者が保護Aを開始する旨の審判の申立て及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができる（事理弁識能力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護B）による仕組みのみでなく、ア①の保護（保護A）による仕組みのいずれも選択的に利用することができるが、ア①の保護（保護A）による仕組みのうち、ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることはできない）ものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)ウ【丙案】をとる場合に、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護Aを開始する旨の審判及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする事となる。

（注2）ア③並びにイ②及びイ④の「民法第13条第1項に規定する行為」について見直す必要があるとの考え方がある。

（注3）家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる

法律行為の一部を取消しの対象から除外する旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

(後注)【乙1案】及び【乙2案】のいずれにおいても、次の規律を設けるものとする。

- ① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、本人の請求により、保護者の同意に代わる許可を与えることができる。
- ② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

【意見】

【乙1案】に賛成する。

【理由】

障害者権利条約第12条第3項は、「締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。」と規定する。

本人が法的能力を行使するためには、「何を」「どのように」行使するかを、行使した結果を踏まえて、自己の意思で決定しなければならない。つまり、同条項は、締約国が本人の意思決定に必要な支援を利用するための適切な措置をとること、すなわち意思決定支援義務を締約国に課すものと考えられる。

【甲案】及び【乙2案】は、意思決定支援ではなく意思決定代行を広く認めるものである。そのため、【甲案】及び【乙2案】は、同条約第12条第3項を軽視している。

支援の必要性があるにもかかわらず同意を拒否する本人に対して、必要性を理由として法定後見制度の利用を強要することは、本人の意思をあまりに軽視することになるとと思われる。本人に対しては、粘り強く説明をして同意を得ることが、条約の趣旨に合致する。

【乙1案】を採用した場合、後見実務には一時的に混乱が生じるかもしれない。しかし、今回の法改正は、パターンリスティックな法定後見からのパラダイムシフトを図ることを目的としている。それゆえ、従前の法定後見からの変化に応じて後見実務にも変化が生じることは当然であり、変化に伴う混乱は甘受すべきである。

さらに、【甲案】、【乙2案】はともに事理弁識能力の程度により、区別して規定しているが、事理弁識能力の程度は、明確に区別できるとは限らない。

【乙2案】では、「イ 事理弁識能力を欠く常況にある者」については、「保護（中略）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。」ということであるが、【乙1案】であっても本人の状況を考え、民法第13条第1項に規定する行為について保護者に同意権を与えるこ

とで、同じ効果が得られる。「イ 事理弁識能力を欠く常況にある者」だからといって、民法第13条第1項に規定する行為のすべての行為能力を制限することは妥当でない。

保護を必要とする本人ごとに解決すべき課題が異なるのであるから、類型化することなく、業務を遂行していく中で新たな課題が出てきた場合には、その都度、同意権・代理権の追加をすればよい。

なお、保護開始の審判は不要と考える。なぜならば、必要最小限の同意権・代理権を付与すれば足るにもかかわらず、あえて「保護開始」という審判を行う必要性に乏しいと思われる。また、「保護開始」の審判を必要とすることは、本人に必要なないレッテル貼りをすることになると危惧されるからである。

第3 法定後見の開始における本人の同意等

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

- ① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるときはこの限りでないものとする。
- ② 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合

において、本人に著しい不利益があるときはこの限りでないものとする。

【乙案】

(第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に)

本人が、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

【丙案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならぬものとする。〔ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。〕

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人が、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて、本人の同意等を要件としないものとする。

【意見】

【甲案】に賛成する。

【理由】

本人の事理弁識能力の程度により、本人の同意を得ることは可能である。現行法の制度において後見実務を行う中でも、本人と会話が成り立つ場合は、本人に後見制度の内容を説明した上で、同意を得て、申立てを行っている。

仮に本人の意思表示ができない場合であっても、【甲案】ただし書きの規定に該当するのであれば本人の同意なく申立てができるのであるから、本人保護にも一定の配慮がされている。

ところで、【乙案】の場合、本人の同意を得られる状況にも関わらず本人の同意を得ずに申立てがなされる可能性があり、審判がなされたあとに、本人と保護者との間でトラブルが発生する可能性が高いものと思われる。

第4 申立権者

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

(3) 申立権者（請求権者）

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律）を維持するものとする。

（注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【乙案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者とすることを含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

（注2）本文で例示した事項のほかにも本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引

【意見】

乙案及び（注2）に賛成する。ただし、（注1）の考え方には反対する。

【理由】

第1 「利害関係人」を申立権者に加えることについて

- 1 法定後見制度の趣旨は、本人の権利を法律的に支援・保護することにある。上記制度趣旨は、利害関係人である債権者が申立権者として認められている破産申立と制度趣旨が異なるのであるから、法定後見では利害関係人を申立権者とすべきではないとの考え方もある。

しかし、申立てが誰によって行われようとも、本人の権利を法律的に支援・保護することになるのであれば、結果として本人の利益を図ることになり、上記制度趣旨に合致する。また、法定後見制度利用開始の申立てに際し、原則として本人の同意を要するという法的構成を採った場合、本人は制度利用を望まないのであれば同意を拒否することができるのであるから、本人の意思に反した申立てが行われることにはならない。さらに、家庭裁判所は、制度利用により専ら申立権者の利益が図られるに過ぎず、本人を法律的に支援・保護することにならないと判断した場合、申立てを却下することが可能である。加えて、本人の債務の存否が明らかとなり、後見人が弁済や消滅時効援用、自己破産等適切な債務整理を行うことによって、本人の債務について適法な処理がされるのであるから、本人の法的地位はかえって安定し、結果として本人の権利は保護されることになる。

したがって、「利害関係人」を申立人とすることは、本人の権利を法律的に支援・保護するとの制度趣旨に合致する。

- 2 ただし、家庭裁判所には、本人を法律的に支援・保護するという法定後見制度の趣旨を逸脱した目的による申立てを防止するため、利害関係の有無について、疎明資料に基づいた慎重な判断を行うことが求められることを付言する。

第2 「利害関係人」の範囲について

今回の法改正は、権利を法律的に支援・保護される必要性のある者が取り残されることなく法定後見制度を利用できる体制を構築するためのものである。

そうであるならば、法定後見制度を利用する機会を拡大すべきであり、そのためには、申立権者である「利害関係人」は限定せず、広く捉えるべきであると考ええる。

例えば、今後、「中核機関」につき法人格取得が認められるといった制度が整備された場合、「中核機関」を申立権者に含めるべきであろう。

また、「中核機関」以外にも、社会的状況等に鑑みて法定後見制度の申立権者

に相応しい団体等が存在するのであれば、当該団体等は申立権者に含めるべきであろう。

第3 「四親等内の親族」の範囲について

本人が法定後見制度を利用すべきか否かの判断は、親族が独断で行うものではなく、医療機関や福祉機関等の意見が加味されるものであるから、本人との関係が密接とはいえない親族の申立てのみにより、利用する必要性が認められない場合にまで法定後見制度が利用されることにはならない。

なお、本人との関係が密接とはいえない親族が申立ての費用負担等を甘受してまで申立てを行うことは期待できないため意義に乏しいという考えに対しては、申立ての負担について費用助成等の制度を整備することで、親族による申立てを促進することが期待できると考える。

第5 法定後見の終了

第2 法定後見の終了

1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙1案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙2案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならないものとする。〕

(注1) 保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨

(法定後見を終了する旨)の審判をしなければならないものとするの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① (第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判がされている場合に)本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② (第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判がされている場合に)本人の事理弁識能力が回復して事理弁識能力を欠く常況である者であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

④ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消すことができるものとする。

(注1) 保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨(法定後見を終了する旨)の審判をしなければならないものとするの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするの考え方がある。

(後注) 法定後見の終了の規律等の見直しに伴い、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見】

第1の1(1)において【乙1案】をとるため(2)に賛成する。
(注2)には反対する。

【理由】

本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなった場合には、法定後見制度の趣旨に鑑みて、法定後見により本人の保護を継続する理由はないと考える。この際、本人の同意は不要であると考ええる。

また、必要性がなくなったか否かの判断については、本人が継続を希望している場合には必要性があると考えべきであるから、法定後見の継続あるいは任意後見への切り替え等を検討すべきと考える。

第6 法定後見に係る期間

第2 法定後見の終了

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

現行法の規律を維持する(法定後見に係る期間は設けない)ものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

- ① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。
 - a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間
 - b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間
 - c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取り消すことができる法律行為の期間
 - d 保護者を選任する審判 その任期
 - ② 保護者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。
 - ③ 保護者及び①aからdまでの審判の請求権者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。
- (注1) 期間を定めることを必要とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

(注2) 期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

(注3) 期間満了する前の一定期間の間に、②の報告がないときは、家庭裁判所が職権で①aからdまでの期間を伸長することができるものとするとの考え方がある。

(後注) この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る(現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る)ものであることを前提としている。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間〔 〕年経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

(後注) この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る(現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る)ものであることを前提としている。

【意見】

【乙1案】に賛成する。

【理由】

本人の解決課題は多種多様であり、付与された同意権・代理権ごとに期間が設けられる方がよいと考える。また、本人の課題が解決したのであれば、速やかに保護を終了させる方向で考えるべきである。

したがって、一定期間の経過によって保護を終了させることを前提に、必要がある場合に限って、保護を継続するという【乙1案】が妥当である。

第7 郵便物等の管理

第3 保護者に関する検討事項

3 保護者の職務及び義務

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の

仕組みを設ける場合)には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律(家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6か月を超えない期間を定めて本人宛での郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律)を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)の保護者について郵便物等の管理の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける(維持する)ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない(削除する)ものとする。

(注) アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方がある。

【意見】

(注) の考え方に賛成する。

なお、郵便物等の回送囑託(以下、「回送囑託」という。)の規律を設けるほか、本人がその意思を表示することができる場合には、郵便物等の管理について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとしたうえで、回送囑託の制度を利用し保護者への回送を可能とすべきである。

【理由】

1 支援ニーズの多様性と本人の意思の尊重

郵便物等の管理の必要性は、本人の判断能力の程度によって一律に決まるものではなく、生活習慣や過去の経験、居住環境、支援の有無、家庭内トラブルなど複雑で個別的な事情によって生じる。例えば、郵便物等の開封・整理・保管が困難な者が、自らの意思で信頼できる後見人等に管理を委ねたいと希望するケースは、実務において決して珍しくない。

現行法においても、憲法に規定された「通信の秘密」への制約については最小限にとどめる配慮がなされている。たとえば、家事事件手続法第118条第8号では、本人に意思能力がある限りは法定代理人によらず、自ら回送囑託及びその囑託の取消しの審判手続を行うことができるとされている。同法第123条第8号においては、成年被後見人が回送囑託の審判に対して即時抗告を行うことができる旨が規定されており、自己決定権の尊重と手続保障がすでに図られている。

また、本意見は、搾取、暴力及び虐待からの保護という観点からも（後述4）、障害者権利条約の理念に沿うものである。さらに、本人の同意を前提とした代理権付与による郵便物等の管理は、障害者が生活に必要な支援を自ら選択し、その支援を通じて意思決定能力を補完するという、同条約の理念にも適合している。

ところで、回送嘱託の期間は「6箇月を超えることができない」と規定されているが、支援の必要性の程度や本人の状況に応じて、より柔軟に期間を定めることができる制度とすることが望ましい。加えて、期間の伸長や再度の申立てについても、柔軟に対応できる仕組みとするべきである。郵便物等の管理に関する代理権の付与を伴う場合には、期間を定めない運用も合理的な選択肢として認められるべきである。

2 日常生活自立支援事業とのバランス

郵便物等の支援に対する社会的ニーズは非常に高い。令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「日常生活自立支援事業の適正かつ効果的な利用に関する調査研究事業報告書」（令和6年3月、一般財団法人日本総合研究所）によれば、日常生活自立支援事業では「郵便物や書類等の内容の確認、説明、代読」の支援が、利用者の68.1%に対して提供されていることが示されている。これは、郵便物等の内容確認が、本人の生活を円滑に進めるうえで重要な支援項目であることを裏付けている。

成年後見制度の利用者の多くは、日常生活自立支援事業の利用者よりも、手厚い支援を必要とする場合が多いため、より実効性の高い支援として回送嘱託を選択可能とする意義は大きい。

3 任意の協力態勢の制約

後見の実務では、しばしば次のような問題が発生している。本人は自宅での生活が困難であるため病院や介護老人保健施設に入院・入所し、経済的な理由などから自宅を処分せざるを得ない場合がある。このような状況下で、病院等においては、住民票の異動が認められていないうえに、郵便物を本人に取り次がない、あるいは本人宛の郵便物の受領を行わない運用を採用している例も見られる。さらに、保険会社など一部の事業者では、本人の住所宛でなければ書類を送付しない取扱いとなっており、後見人等への送付を認めていない。

このように後見人等として、すでに各関係機関に対して所定の送付先変更届を提出しているにもかかわらず、任意の協力が得られない機関が依然として存在する。そのため、郵便物等を保護者が確実に受領するには、法的根拠に基づく回送嘱託が不可欠である。

4 虐待等被害者の郵便物等を通じた所在特定リスク

虐待等の被害者にとって、加害者からの郵便物等が直接届くことは重大な危険

を伴う。加害者からの手紙によって精神的苦痛や再被害を招く可能性があるほか、現住所を秘匿する必要がある被害者にとって、郵便物等が加害者の追跡対象となる危険性も指摘されている。「DV被害者の支援における被害防止のための情報提供及び助言等について」（令和5年8月24日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課事務連絡）によれば、加害者が郵便物等の追跡サービスやGPS機器を用いて被害者の所在地を特定する事例が確認されている。

他方、保護者にとっても自身の安全の確保は重大な課題であり、保護者側の事情により常に本人の郵便物等を回送受領できるわけではないが、なお、制度の選択肢の一つとして本規律を設けることは、全体としての被害防止と安全確保に寄与するものである。

5 制度設計の変遷と現状の課題

成年後見人による郵便物等の管理に関する規律が設けられた平成28年当時は財産・収支状況を正確に把握し、適切な財産管理を行うことに主眼が置かれていた。しかし、現在では財産管理にとどまらず、本人の安全確保や生活支援にも直結する役割を担うようになっている。

保護者には身上配慮義務が課されており、本人の福祉を最優先に考慮し、財産管理にとどまらず、心理的側面や社会的つながりにも十分な配慮が求められる。実務においては、施設に入所すべきか、それとも自宅での生活を継続すべきか、本人の気持ちが日常的に揺れる場面が見られる。その際、保護者は、消費者被害の発見、見守りサービスの導入の必要性、セキュリティが確保された施設等への入所契約の妥当性など、長期かつ複合的な観点から助言し検討する必要がある。

郵便物等の管理は、生活状況の変化をいち早く把握し、身上配慮義務を適切に履行するうえでも重要な判断材料となるほか、本人の不安を軽減し、尊厳ある生活を維持するための有効な手段となり得る。

第8 医的侵襲に関する同意権

第3 保護者に関する検討事項

3 保護者の職務及び義務

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとする。

(注1) 保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(注2) 家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があるところ、保護者に本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要があるとの考え方がある。

【意見】

(注2)のうち医療行為その他の医的侵襲に関する同意権の付与について、議論する必要があるとの考え方に賛成する。

【理由】

医的侵襲に関する同意権は、重大な課題であるため、その具体的な制度について、検討すべき段階にあると考える。

第9 本人死亡後の成年後見人の権限

第3 保護者に関する検討事項

4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる旨の規律）を維持するものとする。

(注) 保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について本人の死

亡後の保護者の権限の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける（規律を維持する）ものとする。

（注）第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない（規律を削除する）ものとする。

（注）保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

（後注）(1)から(3)までの（注）の考え方に関し、(1)の（注）の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各（注）の各保護者について、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているものに限る。）及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見】

第1の1(1)においていずれの案をとるにしても、(3)の（注）の考え方に賛成する。

ただし、第1の1(1)においていずれの案をとるにしても、(3)の（後注）については、下記のとおり提案する。

【理由】

1 現状

本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等に関する現行法の規律は、成年後見人を対象にした民法第873条の2があるものの、保佐人と補助人を対象にしたものはない。

しかし、いずれの類型であっても本人は死亡する。

本人の死亡後、本人が成年被後見人であれば成年後見人は同条に基づいて死後事務を行うことができるが、本人が被保佐人や被補助人であれば保佐人や補助人は同条に基づいて死後事務を行うことができず、その場合の保佐人や補助人は応急処分義務や事務管理の考え方に基づいて死後事務を行うことが可能との説明が

されている（東京家庭裁判所後見センター後見サイト等）。

2 （3）の（注）について

1）応急処分義務

応急処分義務とは、民法第654条による委任終了時の受任者の義務のことであり、同条が後見人、保佐人及び補助人に準用されているため、保佐人や補助人も死後事務が可能と説明される。そして、応急処分義務の対象となる死後事務は、本人の生前における受任者の権限内の事項に留まるという考え方が通説とされている（委任契約延長説）。

応急処分義務に従って後見人、保佐人及び補助人のいずれも、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結が可能とするならば、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結が後見人、保佐人及び補助人のいずれについても本人の死亡前における権限内の事項であるべきである。ところが、保佐人及び補助人については、そもそも契約締結権限（代理権）がないことがあり得る以上、応急処分義務の考え方に基づく死後事務が可能なのか、さらに、後見人についても、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結が、本人の死亡前における権限内の事項と言えるのか疑問である。

2）事務管理

事務管理については、その費用をまず後見人、保佐人又は補助人が自らの金銭で支出するとする考え方である以上、現実的ではない。

3 （3）の（後注）について

成年後見の実務において、何らの債務も残さずに死亡する本人というのは考えにくい（例えば、未払いの医療費等）。一方で、その支払いについて本人の死亡前に代理権を有しない保護者が想定される。その代理権を有しない保護者に応急処分義務がないことは、明らかである。

その場合において、例として医療機関が、相続人の調査及び債権回収作業や相続財産管理人選任の申立てをしなくてはならないとするならば、膨大な時間と費用がかかることになり、泣き寝入りする債権者も想定される。

後見人に本人死亡後の権限がないことが社会的不利益の要因となっており、社会の期待するところと現実との間に齟齬が生じている。

【提案】

以上から、（3）の（後注）については、保護者が有していた権限との関係性という応急処分義務的発想ではなく、家庭裁判所においてその必要性を検討し、許可するような規律を設けるべきである。

換言するならば、「これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有する

もの」ではなく、「家庭裁判所が必要と認めた行為」といった内容の規律を設けるべきであるとする。

第10 保護者の報酬

第3 保護者に関する検討事項

5 保護者の報酬

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律）を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

報酬付与申立については、令和7年4月から新たな報告書式に基づく運用が開始された。しかし、成年後見の実務においては、どのような基準により報酬の算定がされるのか未だ不明確な部分があるという指摘がされている。したがって、考慮要素の明確化には十分な意義があるとする。

報酬を負担する側としては、報酬額が明確でないことを理由として制度利用を躊躇したり、定められた報酬額につき不満を抱いたりする場合も見受けられる。また、後見業務を受任する専門職にとっては、報酬額の基準が明確でないことを理由として受任に躊躇せざるを得ない状況も生じていることから、考慮要素の明確化は保護者の担い手不足解消にも資するものとする。

なお、本意見は、報酬付与審判に対する不服申立制度（即時抗告等）の創設並びに国及び地方自治体の報酬助成の在り方やその拡充についての検討を望むものである。

後見制度は基本的人権の保障を確実にするための制度であるので、地域に関わらず平等に利用できなくてはならず、自治体ごとに報酬助成制度の有無、あるいはその内容等が異なることによって、後見制度の利用が妨げられることがあってはならない。そのため、国が助成制度を担う等、国の積極的な関与・財政支援を期待する。

第11 任意後見

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

【甲案】

現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものとする。

(注) 本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方に関して、そのような制度の内容、制度を実現する必要な環境整備の内容なども含めて検討すべきであるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見】

乙案及び(注)に賛成する。

【理由】

意思能力のある本人の自己決定を反映した任意後見制度は、本来、法定後見制度以上に活用されるべきものである。しかし、監督人及びその報酬額が契約締結時に不明確であることが、制度利用を躊躇する要因となっている。そこで、乙案のように家庭裁判所が任意後見人の事務を直接監督できるようにすることは、制度利用の活性化につながると思う。

さらに進んで、本人の意思を尊重し、契約時に任意後見監督人を合意により定めることを可能としたうえで、本人の事理弁識能力の低下時に特段の問題が無ければ契約で定めた任意後見監督人をそのまま選任する、また、監督人報酬についてもあらかじめ合意で定めることができるようにするなど、制度の在り方についても検討がなされるべきであると思う。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

【意見】

賛成する。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者（請求権者）

現行法の申立権者（請求権者）に加えて、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）法定後見の保護者を申立権者とするとの考え方がある。

（注2）任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、現行法の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

（注3）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【意見】

（注1）に賛成する。

（注2）及び（注3）の考え方については慎重に検討すべきである。

【理由】

中間試案第6の1により乙案を採用し、法定後見と任意後見の併存を認める場合には、法定後見の保護者を申立権者に追加することが考えられる。

しかし、任意後見契約は本人と任意後見受任者の契約であり、第三者が契約に関与すべきではなく、抑制的であるべきと考える。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

【甲案】

現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

【乙案】

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない現行法の規律を削除する）ものとする。

（注）【乙案】を前提として、任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合に、例えば、相当と認めるとき等を要件として、家庭裁判所は、任意後見人の権限を停止することができる旨の規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見】

【乙案】に賛成する。

また、乙案を前提として、法定後見登記と任意後見登記が同一の登記になされるなどの登記制度の整備をすることを提案する。

(注) については引き続き検討することに賛成する。

【理由】

任意後見制度と法定後見制度の併存が認められることで、本人の意思を尊重し、かつ判断能力の低下した本人の利益をより保護することができると思う。

今後の法定後見制度の改正により法定後見人の権限を必要に応じて付与する制度が開始した場合には、任意後見人の権限を補充する権限を法定後見人に付与することが可能となると考える。また、専門性が高いといった理由などから任意後見人よりも法定後見人が行うことが適切な事務がある場合には、家庭裁判所の判断で権限の一部を法定後見人に新たに付与することに加えて、任意後見人の権限の一部を一時的に停止することを可能とするなど、柔軟な制度設計を目指すべきと考える。

例えば、任意後見人の代理権に含まれない事務が生じたが、その時点では本人に契約能力が無いといったような場合に、現在では法定後見制度との併存が認められないため、法定後見人選任により、任意後見全体が終了することになってしまう。しかし、両制度の併存が認められることにより、一時的に生じた任意後見人の権限外の事務について法定後見人が処理し、その事務以外については、任意後見人が処理できるとすれば、より本人の自己決定権の尊重につながるものと思われる。

また、任意後見と法定後見が併存する場合、取引の安全の観点等から代理権分掌の内容が第三者にも明確に示されるべきであり、そのような登記の在り方について整備が必要であると思う。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等

1で【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、1で【乙案】をとる場合には次の(2)によるものとする。

(1) 1で【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 1で【乙案】をとる場合

任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件については現行法の規律を維持するものとし、法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない(現行法の規律を削除する)ものとする。

(注) 既に任意後見契約が存在する場合だけでなく、本人が任意後見契約

を締結することができる場合には法定後見制度による代理権の付与の審判をすることができないものとするとの考え方がある。

【意見】

(2) に賛成する。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式

現行法の規律（任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする旨の規律）を維持するものとする。

【意見】

賛成する。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）

(注1) 任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(注2) 任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする（追加する）旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見】

(注1) 及び (注2) に賛成する。

【理由】

任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部の解除及び追加についてはいずれも契約の重要な内容の変更となるため、その要件等について引き続き検討を要すると考える。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

- 1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(3) 任意後見契約の一部の発効

(注) 任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見】

引続き検討することには賛成する。

ただし、従来の任意後見制度と大きく異なる発想に基づくため、より慎重な検討を要するものとする。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

- 1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(4) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

【甲案】

任意後見人の事務の監督が開始したこと（現行法では任意後見監督人が選任されたこと）のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）規律を設けるものとする。

【意見】

乙案に賛成する。

乙案を前提とした明確な登記制度のあり方が必要と考える。

【理由】

従来の複数の任意後見受任者の選任では権限分掌や共同行使となり、任意後見受任者が権限を行使できなくなった際に、同様の役目を果たす者を予備的に選んでおきたいという多くのニーズに応えることができず、制度利用者の不安材料になっている。多くの任意後見受任者は自然人であるところ、制度利用者において当然の不安であると言える。

乙案を前提としたうえで、任意後見登記においては、従来の任意後見登記事項に追加し、予備的な任意後見受任者の氏名、住所、その順位、予備的任意後見受任者を任意後見人とする契約の発効要件及び発効日（発効した場合）を登記することで、複数の任意後見受任者の順位や代理権行使の要件が明確となり、本人や第三者が保護されるものとする。

第12 その他（後見登記）

第8 その他

3 その他

（注）成年後見制度の見直しに伴い、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うものとする。

【意見】

賛成する。

特に、後見登記制度における住所の秘匿措置についての整備を行うべきである。

【理由】

現在、後見登記事項証明書の交付及び申請書類等の閲覧に際しては、被後見人等の住所を秘匿する措置が実施されているものの、法令に基づくものではなく、運用上の対応にすぎない。一方で、住民基本台帳法、不動産登記法、民事訴訟法、家事事件手続法、商業登記規則においては、すでに住所秘匿措置が明文化されており、保護が法的に担保されている。

後見制度の利用者は保護の必要性が高いにもかかわらず、現状は運用に委ねられており、法制度の整合性及び安定性が損なわれていると指摘せざるを得ない。さらに、保護者に関しても、住所が明らかになることによって生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合を考慮すべきであり、同様の措置を講じる必要がある。

以 上